

韓国知的財産ニュース 2017年9月後期

(No. 351)

発行年月日：2017年9月29日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から29日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法施行規則一部改正令(案)の立法予告
- 1-2 デザイン保護法施行令一部改正令(案)の立法予告
- 1-3 デザイン法施行規則一部改正令
- 1-4 特許法施行規則一部改正令
- 1-5 実用新案法施行規則一部改正令

関係機関の動き

- 2-1 韓国関税庁が商標権者、個人輸入者などに知的財産権侵害の被害を呼び掛ける
- 2-2 技術保証基金、特許評価システム「KPAS」を公開
- 2-3 特許庁、中小企業の技術・アイデア奪取を撲滅させる総合対策づくり
- 2-4 民間が知的財産(IP)金融を主導する
- 2-5 今年の秋、地域の知的財産フェスティバルに参加を
- 2-6 海外特許出願、これからはインターネットで便利に
- 2-7 特許庁、インドに海外知識財産センターを設ける

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、ベンツ・BMWなどの偽造自動車ホイール販売組織を検挙

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、地域デザインセンターと連携してデザイン権利の保護に対する認識の拡大に乗り出す
- 4-2 デザイン創作者の権利保護が強化される

- 4-3 第2回優秀なハンブル商標の選定結果を発表！

その他一般

- 5-1 言うだけでAIが処理する
- 5-2 有機高分子太陽電池素子、光電変換効率が技術開発のカギ
- 5-3 有害化学物質の恐怖、エコ技術で克服する

法律、制度関連

1-1 商標法施行規則一部改正令(案)の立法予告

韓国特許庁(2017.9.18)

「商標法施行規則」一部改正令(案)立法予告

1. 改正理由

商標の設定登録とともに一部指定商品を放棄する時、設定登録料納付書に放棄趣旨を記入した後、放棄書を追加提出するように規定されているため、納付書の内容と放棄書が重複している。従って、提出書類を簡素化することで、利便性を高めようとする。また、消費者に商標に対する正確な情報を提供し、現行「商標法」に規定された登録商標表示による具体的な事項を規定する委任規定がないため、法体系における問題点を補う等、現行制度の運営上、現れている一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 一部指定商品を放棄する時に提出する書類を簡素化する(案 第53条)
設定登録とともに一部指定商品を放棄する時、納付書と放棄書を提出することになっているが、一部指定商品を放棄する趣旨を記入した納付書のみ提出することにする。

ロ. 登録商標表示に関する規定を新設する(案 第101条)
商品又はその包装等に登録商標の文字と番号を表示できるようにし、登録商標番号表示の代わりに、それを掲載したIPアドレスを表示できるようにする等、登録商標の表示方法を多様化するためである。

3. 意見提出

商標法施行規則の一部改正法律案に対し、意見がある機関・団体、個人は2017年10月30日(月曜)までに統合立法予告システム(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じ

て法令案を確認した後、意見を提出する、あるいは次の内容を記入した意見書を特許庁長宛てに提出してください。

イ. 立法予告事項に対する意見(賛否意見とその理由)

ロ. 氏名(団体の場合はその名称と代表者の氏名)、住所、電話番号

ハ. その他の参考事項

※提出異見の送り先

一般郵便：〒35208 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟

ファックス：(042) 472 - 3468

電子メール：arirang17@korea.kr

4. その他

改正案の詳細については特許庁商標審査政策課（電話 042-481-5377、ファックス 042-472-3468）にお問い合わせを。

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。)

1-2 デザイン保護法施行令一部改正令(案)の立法予告

韓国特許庁(2017.9.19)

「デザイン保護法施行令」一部改正令(案) 立法予告

1. 改正理由

第4次産業革命が本格化し、関連分野におけるデザイン登録出願に対し、速い審査サービスを提供し、企業の競争力向上につなげる必要がある。従って人工知能、ロボット、モノのインターネット、自動運転、3Dプリンター、ナノ技術等、第4次産業革命に関する分野におけるデザイン登録出願に対し、優先審査ができるよう優先審査対象として施行令に反映するためである。

2. 主要内容

優先審査の対象拡大(案 第6条第41号)

人工知能又はロボット技術等、第4次産業革命に関わるデザイン登録出願

3. 意見提出

デザイン保護法施行令の一部改正法律案に対し、意見がある機関・団体、個人は2017年10月30日(月曜)までに統合立法予告システム(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じて法令案を確認した後、意見を提出する、あるいは次の内容を記入した意見書を

特許庁長宛てに提出してください。

イ. 立法予告事項に対する意見(賛否意見とその理由)

ロ. 氏名(団体の場合はその名称と代表者の氏名)、住所、電話番号

ハ. その他の参考事項

※提出異見の送り先

一般郵便：〒35208 大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟特許庁デザイン審査政策課

ファックス：(042) 472 - 7470

電子メール：lims21c@korea.kr

4. その他

改正案の詳細については特許庁のホームページ (www.kipo.go.kr) の「立法予告」をご参照ください。あるいは、特許庁デザイン審査政策課 (電話 042-481-5766、ファックス 042-472-7470) にお問い合わせを。

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。)

1 - 3 デザイン法施行規則一部改正令

電子官報(2017.9.22)

「デザイン保護法施行規則」一部改正令

1. 改正理由

デザイン登録出願人の便宜の向上を図るためにデザイン登録出願の優先権を主張する人は一定の国家である場合、優先権主張証明書類を最初に出願した国家の政府が認める書類の代わりに出願番号及びその他、出願を確認できる情報等を記入した書面でも提出できるようにする等という内容に「デザイン保護法」が改正(法律第 14686 号、2017. 3. 21 公布、9. 22. 施行)されることにより、優先権主張証明書類の代わりに出願を確認できる情報を記入した書面を提出できる国家の範囲等を定める一方、デザインに関する手続きをする人が代理人を選任する場合、委任状を添付して提出すれば、代理人選任申告が免除される書類を追加し、すでに提出されたデザイン登録出願等に関する書類・見本やその他の物に対し、提出者の申請があれば、特許庁長、又は特許審判院長がその書類等を返却できるようにする等、現行制度の運営上現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 代理人選任申告除外対象書類(案 第7条第2項)

デザインに関する手続きをする人が代理人を選任して手続きをしようとする場合には代理人選任申告をしなければならないが、デザイン登録出願の優先権を主張する場合の優先権証明書類、デザインの新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合の証明書類等を提出する場合、委任状を該当書類提出書に添付して提出すれば、代理人選任申告をしなくも済むようにする。

ロ. 特許顧客番号義務申請除外対象(案 第14条第1項)

デザインに関する手続きをする人は特許庁長、又は特許審判院長に特許顧客番号の付与を申請しなければならないが、国際登録簿に登録された国際登録名義人が本人の国際デザイン登録出願及び登録に関する手続きをする場合には特許顧客番号の付与を申し込まなくても済むようにする。

ハ. デザイン登録出願に関する書類等の返却(案 第24条の2新設)

特許庁長、又は特許審判院長はすでに提出されたが、受理していないデザイン登録出願、デザイン登録出願に対する再審査の請求等に関する書類・見本やその他の物のうち特許庁長が決めて告示する書類の場合には提出者の申請があれば、その書類を返却できるようにする。

ニ. 優先権主張証明書類の提出方法(案 第47条第2項及び第5項新設)

1) 外国でデザイン登録出願をした後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合、最初に出願した国家のデザイン登録出願の出願番号及びその他、出願を確認できる情報等の書面を特許庁長に提出できる国家を特許庁と外国のデザイン業務を担当する行政機関間に優先権主張証明書類を電子的媒体を通じて交換できる体制が構築された国家として特許庁長が決めて告示する国家にする。

2) デザイン登録出願の優先権を主張した人が最初に出願した国家の政府が認める書類に代わり、提出できる書面に書く情報を世界的所有権機関のデジタルアクセスサービスにアクセスするために最初に出願した国家で付与する固有番号にする。

〈産業通商資源部提供〉

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。)

1-4 特許法施行規則一部改正令

電子官報(2017.9.22)

「特許法施行規則」一部改正令

1. 改正理由

消費者に特許に対する明確な情報を提供するために特許権者、専用実施権者、又は通商実施権者の特許表示及び特許出願表示方法を法律に直接規定する等の内容に「特許法」

が改正(法律第14691号、2017.3.21公布、9.22施行)されることにより、法律で上向規定された特許表示及び特許出願表示方法に関する条文を整備する一方、特許出願人等の便宜の向上を図るために特許出願に対する特許決定を受けた人がこれを請求項別に放棄しようとする場合の提出書類を簡素化し、特許出願の優先権を主張した人が提出する優先権証明書類の提出方法を明確に規定し、特許権移転登録に伴う特許証再発行時の提出書類を簡素化する等、現行制度の運営上現れた一部の問題点を改善・補完するためである。

2. 主要内容

イ. 国際出願時、電子文書提出方式の拡大(案 第9条の4)

国際出願時、電子文書を提出する場合、国際事務局で提供するソフトウェアだけでなく、国際事務局のホームページを通じても提出できるようにする。

ロ. 特許出願の請求項別放棄時の提出書類の簡素化(案 第19条の2)

二つ以上の請求項がある特許出願に対する特許決定を受けた人が特許料を支払う時、請求項別にこれを放棄しようとする場合、従来は特許料納付書とともに放棄書を提出するようだったが、今後は特許出願の請求項別放棄の趣旨を記入した納付書だけ提出するようになる。

ハ. 優先権証明書類の提出方法(案 第25条第6項)

特許出願の優先権を主張した人が最初に出願した国家の政府が認める書類に代わり、提出できる書面に世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービスを利用する場合に限り、該当デジタルアクセスサービスにアクセスするために最初に出願した国家で付与する固有番号を書くようになる。

ニ. 特許権移転登録に伴う特許証再発行時の提出書類の簡素化(案 第51条第1項)

従来は特許権を継承した人が特許権の移転登録後、特許証の再発行を受けるためには特許証再発行申請書を提出しなければならなかったが、今後は特許権の移転登録時に提出する権利移転登録申請書に特許証の再発行申請の趣旨を記入した場合には、別途で特許証再発行申請書を提出しなくても済むようにした。〈産業通商資源部提供〉

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。)

1. 改正理由及び主要内容

実用新案登録出願人の便宜の向上を図るために特許庁長に提出する実用新案登録出願書の書式に考案者が外国人である場合、その国籍は記載を希望する場合に限り、書くようにして、実用新案登録出願の優先権を主張する人が実用新案登録出願書を提出する時に書かなければならない情報を明確に規定する等、現行制度の運営上現れた一部の問題点を改善・補完するためである。〈産業通商資源部提供〉

(この和訳はジェトロソウルによる仮訳です。)

関係機関の動き

2-1 韓国関税庁が商標権者、個人輸入者などに知的財産権侵害の被害を呼び掛ける

韓国関税庁(2017.9.4)

韓国関税庁が発刊した「2016年知的財産権侵害の取締り年間報告書」によると、商標権者、個人輸入者、玩具文具類の輸入者は知財権侵害の被害について特に留意する必要があることが明らかになった。

2016年に関税庁が摘発した知財権侵害物品9,853件のうち、権利類型基準では商標権(9,422件)がほとんどを占め、特許権などその他の知財権(250件)、著作権(181件)の順であった。

通建形態で見ると、重量基準では管理対象荷物と一般荷物で摘発件数が多かったが、件数基準ではほとんど(97%)は郵便物(5,900件)と特送荷物(3,646件)で摘発されたことが明らかになった。

郵便物による少量物品や特送荷物による海外からの個人輸入品の場合は知財権侵害物品の被害に注意しなければならない。

品目別で見ると、玩具文具類(24.8%)、衣類および織物(14.5%)、かばん類(11.9%)の摘発割合が高くなっており、伸び率は運動器具類(266%)、身近雑貨(243%)、家電製品(239%)の順であった。

国家別では2年連続で中国(8,607件、87.4%)からの輸入品による知財権侵害物品が最も多く、次いで香港(957件、9.7%)が多くなっている。そのため、中国と香港から物品を輸入する時に価格、販売者情報などについてきめ細かな確認を行わなければならない。

*2015年度：10,154件のうち中国が1位（9,276件）、香港2位（629件）

知的財産権侵害の取締り年間報告書は関税庁のホームページでe-bookでも確認できる。

* www.customs.go.kr→関税行政案内→輸出入要件確認→知的財産権保護

関税庁は権利者が保有する権利情報を税関に申告する「知財権税関申告制度」を運営しており、この制度を利用すれば、知財権保護を効率的に受けられる。

また、知財権侵害による被害を事前に防ぐには侵害の現状が最も優先しされるため、今後も権利者、企業、消費者が摘発情報を共有していく予定である。

2-2 技術保証基金、特許評価システム「KPAS」を公開

電子新聞(2017.9.19)

技術保証基金（以下、技保）は19日、韓国国内の特許評価等級をクリック1回で提供する特許評価システムである「KPAS (KIBO Patent Appraisal System)」を公開した。KPASを通じて韓国国内に登録された特許100万件ものの評価等級が確認でき、今後、新規登録特許も周期的に評価対象に含める予定である。

KPASは特許自体の特性を評価した内在的指標と特許が属する技術環境を反映する外在的指標を抽出した後、技保自体の特許等級算出システム（Deep Neural Network）に基づき、特許を評価する。

技保側はさまざまな特許取引例を学習し、財産価値が大きい特許を選び抜く方式で等級を算定するため、KPASが知的財産金融や知的財産の移転に活かされることを期待している。KPASで現在、韓国国内に登録された特許100万件の等級を閲覧でき、新規登録特許も周期的にKPASに含めると述べた。

技保と建国大学の研究チームは人工知能（AI）・ディープラーニング技術に基づき、評価システムを共同開発し、公共機関の協業課題として韓国特許情報院が提供する特許情報活用サービス（KIPRIS PLUS）を活用したと明かした。KPASのホームページで会員登録をした後、サービスを利用でき、年末までは無料となる。

技保の関係者は「KPAS特許評価システムは特許事業化、優秀な特許取引の支援、知的財産市場の活性化に貢献すると見込んでいる」とし「今後はオンラインでの特許価値評価、

特許情報分析支援システムなども構築する予定だ」と述べた。

2-3 特許庁、中小企業の技術・アイデア奪取を撲滅させる総合対策づくり

韓国特許庁(2017. 9. 20)

下請け関係でない場合にも中小・ベンチャー企業の特許、営業秘密への侵害があれば、それに対して懲罰的損害賠償を導入し、公募展や取引相談関係などにおいて提供された特許登録されていないアイデア・技術資料を奪う行為も不正競争行為と規定し禁止する。

韓国特許庁は9月20日(水曜)の午前10時、政府ソウル庁舎で国務総理と民間委員長主宰の第20次国家知識財産委員会で「中小・ベンチャー企業革新成長のための知識財産保護強化策」を提案し、報告・確定した。

今回の強化策は、韓国における特許侵害に対する損害賠償額はGDP差を考慮してもアメリカの1/6に過ぎず、事業提案などの取引過程で中小・ベンチャー企業のアイデアが奪われる被害が増加(*)するなど、知識財産に対する保護水準が低い状況の中、中小・ベンチャー企業の技術革新と成長を阻害する状況を改善するためにまとめられた。下請け法上、技術資料提供要求・流用禁止規定があるが、下請け関係では取引断絶の懸念があるため通報は容易ではなく、下請け関係でない場合には法が適用されていない状況だ。今回の対策は下請け関係以外に一般的な取引関係で発生する技術・アイデア奪取も対象となるため保護範囲が拡大すると予想される。

* 中小企業における技術流出1件当たりの被害規模:(2015年) 13.7億ウォン→(2016年) 18.9億ウォン

また、中国など海外オンラインショッピングモールで韓国製品をコピーした偽造商品が多量に流通し、海外での知的財産紛争により輸出中断などの被害が発生するなど、海外での知的財産保護が不十分なために中小・中堅企業の海外輸出に支障をきたしている状況に対応し、天文学的な費用が伴う知的財産訴訟に耐えきれない中小・ベンチャー企業が訴訟をあきらめる事例が頻発するなど社会的弱者の苦しみが増している現実を改善するための方案も盛り込まれた。

特許庁は今回の強化策の確定を通じ、「中小・ベンチャー企業の技術革新と成長を通じた第4次産業革命の主導」という政策ビジョンを実現するための三つの戦略を推進することにした。

I. 最初に、中小・ベンチャー企業の特許、アイデア、技術および営業秘密に対する保護を強化するために損害賠償および処罰を大幅に強化して、新しい保護制度導入を推進する。

優越的地位にある者などの①悪意の特許侵害時、最大3倍まで損害賠償額を拡大する懲罰賠償制度を導入して中小・ベンチャー企業など弱者の技術保護を強化していくことにした。また、知的財産訴訟で中小・ベンチャー企業が体験する最も大きな障害である証拠資料の提示および立証の困難を解消するために、②一定の条件下で特許侵害者に特許実施形態を提示させるようにして、③特許法に反映(2016.6施行)された訴訟時の証拠提出強化規定(*)を商標法、デザイン保護法、不正競争防止法など知的財産法令全般に拡大することを推進する予定だ。

* 侵害を立証するために必ず必要な場合、営業秘密であっても提出義務を課す

また、④事業提案など多様な取引関係で発生する中小企業のアイデア奪取・使用行為を不正競争防止法上の不正競争行為として新設し、禁止・損害賠償請求が可能になるように改善する。特許登録されなかったアイデア・技術でも当事者間の信義誠実の原則に違反し、提供目的に反して営利的に使われた場合には民事での救済が可能になる。

最近、JUICY、ペク喫茶店など低価格のコーヒー・飲料ブランドが人気を得ているが、すぐにこれを模倣するブランドが数十も現れるなど、若者・アイデア創業者や生計型加盟店主などの被害が大きくなっている。これを解決するために⑤フランチャイズ事業など営業上の特徴的外観を模倣するトレードドレス侵害行為を不正競争行為として明示する計画だ。

⑥悪意のある営業秘密の侵害に対しても最大3倍まで損害賠償額を拡大する懲罰賠償制度を導入し、営業秘密の侵害に対する罰金上限額を10倍に増やす(*)など営業秘密保護水準も大幅に強化する。⑦デザイン盗用行為に対しては特許庁の職権で調査・是正勧告措置を行い、特許庁所属の商標権特別司法警察隊がデザイン盗用行為に対する取り締まり・捜査まで行うことができるように機能を拡大する。

* (国内流出) 5千万ウォン→5億ウォン、(海外流出) 1億ウォン→10億ウォン

II. 二番目に、輸出中小・ベンチャー企業の海外知的財産を保護するための政策支援を拡大する。

①海外現地で中小・ベンチャー企業の知的財産保護を支援する海外知識財産センター (IP-DESK) をインド、東南アジアなどに徐々に拡大し、2022 年までに 16 カ国 22 カ所に拡大 (*) していく予定だ。②中国などで発生している K-ブランド盗用と海外偽造商品流通に対しては早期モニタリングシステムを構築して被害企業に直ちに通知し、商標登録阻止のための法律対応、不法オンライン掲示物削除などの措置も支援する。③K-ブランド盗用情報を誰でも閲覧できるように「無断で先に獲得された商標の被害情報提供サイト」も今年末から運営する。

* (2017) 8 カ国 14 カ所 → (2019) 10 カ国 16 カ所 → (2022) 16 カ国 22 カ所

また、④知的財産紛争対応コンサルティングと訴訟保険加入支援件数を 2022 年までに現在の水準の 2~4 倍に拡大 (*) するなど、輸出中小・ベンチャー企業の知的財産紛争対応支援も強化することにした。合わせて、⑤米国、欧州など主要先進国との知的財産審査協力システムを構築して、中国との特許共同審査 (**) を推進するなど北東アジアでの協力も強化する。⑥UAE に輸出した韓国型特許行政サービスを隣接国家に拡散し、適正な技術の普及、知的財産教育コンテンツの開発・普及など、途上国支援も拡大して輸出企業に有利なグローバル条件を作っていくこととした。

* 海外知的財産紛争対応コンサルティングの拡大 (2017 年 416 件 → 2022 年 1,000 件)、知的財産訴訟保険加入支援の拡大 (2017 年 220 件 → 2022 年 1,000 件)

** 両国に同一の発明が特許出願された場合、審査に必要な先行技術文献情報を共有し、審査結果の正確性・一貫性を高める制度 (2015.9 月から米国と施行)

Ⅲ. 三番目に、中小企業、学生など社会的弱者の知的財産保護のためのインフラを強化する。

①中小・ベンチャー企業を対象に現行水準 (*) より特許年次登録料の減免比率を高める、あるいは減免区間を拡大するなど費用負担を軽減して、特許維持期間が長引くように支援する予定だ。②社会的弱者の知的財産審判・訴訟時の公益弁理士の直接代理サービスも 2017 年の 120 件から 2022 年には 300 件水準に拡大する。合わせて③個人創業者、スタートアップ、女性などの知的財産を基盤にした創業活動の支援と知的財産専門家のプロボノ活動も拡大していくこととした。

* 現行の中小企業減免比率:特許登録後 1~3 年 70%、登録後 4~9 年 30%

④産業財産権紛争調停・仲裁センターを設立し、調停委員を40人から80人の2倍に拡大すると同時に1人調停制度を導入するなど低費用で迅速な紛争解決ができるように、総じて紛争解決を活性化し、中小・ベンチャー企業の知的財産紛争負担も緩和していくことにした。これと共に、⑤国民が直接参加する体験型知的財産保護教育、公募展・キャンペーン開催、知的財産の虚偽表示改善などを通して知的財産保護への認識も高めていく予定だ。

特許庁長は「第4次産業革命を主導するためには中小・ベンチャー企業の革新的アイデアがビジネスにつながるように知的財産を強力かつ速かに保護しなければならない」とし「今回の対策に含まれた各種制度改善と事業計画を問題なく推進して中小・ベンチャー企業の技術・アイデアがまともに保護されて技術革新と成長を引き出す好循環を産む知的財産エコシステムを構築するために万全を期する」と述べた。

2-4 民間が知的財産 (IP) 金融を主導する

韓国特許庁(2017.9.21)

韓国特許庁は民間の知的財産(IP)価値を評価する力を強化し、民間の競争体制を通じた価値評価の品質向上のため、9月20日、発明の評価機関として民間機関2社(ナイス評価情報、ECREDIBLE)を追加で指定すると告示した。

発明の評価機関はIP価値金額を算定するための評価を専門的に行う機関であり、評価の結果は銀行でIPを担保に設定し、融資の実施や投資機関で投資規模などを決定する際に活用される。最近、IP金融が量的・質的に拡大され、融資・投資など用途別の評価に対する多様な需要が求められ、評価機関も民間中心に拡大される必要があるという声が上がっていた。

そのため特許庁は今年の初めから民間機関を対象に評価機関の指定のためのコンサルティングを提供し、申請機関に対する現場実査および外部の専門家審議会を経て評価能力が優秀だという評価を受けた、ナイス評価情報、ECREDIBLEを評価機関として追加で指定した。ちなみに特許庁は2015年に民間機関2社(特許法人タレ、WIPS)、2016年に民間機関1カ所(特許法人タナ)を評価機関に指定している。

特に、今回の発明の評価機関に指定された、ナイス評価情報、ECREDIBLEは金融監督院が指定した技術信用評価機関(TCB、Tech Credit Bureau)という点で意味深いといえる。主に技術金融のための技術信用等級を算出するTCB機関は現在6社があり、その中でナイス評価情報、ECREDIBLEは今回の発明の評価機関に指定されたことで、IP担保融資、IP投資

のための価値評価も行えるようになった。両機関は今後、発明の評価機関として蓄積していくIP価値評価に対するノウハウを技術信用等級算出にも活用するなど、技術金融とIP金融間の連携が強化されると期待できる。

また、特許庁は既に発明の評価機関に指定された民間機関を技術評価機関にも指定すると明らかにした。産業部所管の技術評価機関は公認された鑑定機関であり、評価結果が裁判所・国税庁などで正式資料として認められる。産業部は7月、技術評価機関を指定できる関連中央行政機関に特許庁を加えた。これを受け、特許庁は技術評価機関に指定されていない民間発明の評価機関に対して指定要件を満たしているかどうかについてきめ細かく審議を行い、特許法人タレ、特許法人タナを技術評価機関にも指定することになった。

特許庁はこのように発明の評価機関および技術評価機関を民間中心に拡大していくことで、IP価値評価市場の活性化、IP価値評価の品質向上、民間中心のIP金融活性化などが期待できると発表した。

特許庁産業財産政策局の局長は「民間中心のIP金融活性化においてIP価値評価の品質や信頼性向上は先決条件だ」とし「第4次産業革命を主導する先端技術を含む特許に対する質の高い価値評価を提供し、革新企業の資金調達や事業化の成功のために持続的に支援していきたい」と述べた。

2-5 今年の秋、地域の知的財産フェスティバルに参加を

韓国特許庁(2017.9.25)

韓国特許庁は今日の「慶北知識財産フェスティバル」を皮切りに、今年1年間、全国7つの地域(*)で「地域の知識財産フェスティバル」を開催すると発表した。今回の行事は全国の住民を対象にした知的財産フェスティバルで、企業家、産学研関係者、学生など地域住民なら誰でも参加することができ、地域ごとに多様なテーマの講演と参加型の行事が開かれる。

*慶北、光州、京畿、慶南、江原、済州、全南

最初の開催地である慶尚北道は2015年の慶州、2016年の浦項に続いて今年まで3年間連続の開催となる。「慶北知識財産フェスティバル」では知的財産コンサルティング事例の発表、デザイン革新事例についての講演、地域の優秀な技術製品の展示、科学体験ゾーンなどが準備されている。

特に、慶北知識財産センターが支援した(株)For You の代表とともに、起業した会社の知的財産権を活用するための密着コンサルティング過程をテーマにトークコンサートを行い、Happy Call の創業者兼前代表が「デザイン知識財産革新と実務事例」と題してグローバル企業に成長するための技術およびデザイン投資における成功事例を、韓東大学の教授は「中小企業のデザイン実務」をテーマにデザインを利用した企業の生き残り戦略についての講演を行う。

科学体験ゾーンでは、ロボット搭乗、バーチャルリアリティ体験、ドローン体験が可能で、ゲームとして楽しむ ICT 融合リハビリ医療機器、携帯用体脂肪測定機など、知的財産をベースにグローバル成長をリードしている地元の力量ある小さな企業の優秀製品を体験することができる。また、慶北知識財産センターの支援による成果と、大学生のプロボノを通じて開発されたブランド・デザインを一緒に展示するとともに、ブランド・デザイン関連相談ブースを設置し、中小企業の悩み解決への手助けをする。

特許庁産業財産政策局の局長は「地域の知識財産フェスティバルは知的財産権を利用した企業の生き残り戦略について共に考え、地域住民が未来産業を直接体験する場になるだろう」とし「今後も特許庁は第4次産業革命の中心にある知的財産を身近に感じ、活用することができるように政策的努力を尽くしていく」と述べた。

2-6 海外特許出願、これからはインターネットで便利に

韓国特許庁(2017.9.26)

これから特許協力条約(PCT)を通じて海外に特許を出願する場合、インターネットで簡単に出願書類を作成できるようになる。

* 特許協力条約(PCT、Patent Cooperation Treaty)：色々な国にそれぞれ特許を出願する手間を解消するために締結した国際条約。一度の PCT 国際出願で多数の加盟国に直接出願する効果がある。

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と協力し、10月1日から ePCT サービスを韓国国内出願人に提供すると発表した。ePCT とはインターネットで PCT 出願書を作成し、出願進行状況を出願人が直接リアルタイムで照会できる PCT 情報システムである。

これまでは出願人が直接自分のコンピュータに PCT 出願書作成用ソフトウェア(PCT-SAFE)をインストールし、WIPO から電子署名用証明書の発行を受けなければならな

いなど、準備手続きが多少複雑だった。また、最新法・制度が適用された PCT 書式を利用するためには、出願人が個人の PC にインストールした同ソフトウェアを 3 ヶ月ごとに自分でアップデートしなければならなかった。

一方、インターネット基盤の ePCT を利用する出願人は、ソフトウェアのインストールやアップデートなど、わずらわしい作業が必要なくなる。

ePCT を利用するためには WIPO の ePCT ウェブサイトに接続してユーザーアカウントを生成した後、ログインすればいい。ログイン後はユーザーアカウントの盗用と不正利用を防止するための追加認証手続きが必要だ。追加認証手続きは携帯電話のショートメールまたは、スマートフォンに設置可能なワンタイムパスワード(OTP)アプリを利用して簡単に行うことができる。

* WIPO の ePCT ウェブサイト: <https://pct.wipo.int/ePCT>

出願書作成を完了した後、PCT 電子出願用最終電子ファイルを生成する際に電子署名が必要となる。ePCT では既存の WIPO 証明書を利用した電子署名方式だけでなく、本人の名前を英文で記載する文字列入力方式も可能だ。そのため ePCT を利用すれば、今後は WIPO 証明書の発給を受けて更新する手間がなくなることになる。

ePCT のすべての機能を問題なく使うには、Internet Explorer か Firefox のウェブブラウザを使わなければならない。Google Chrome とアップルの Safari も使えるが、今の時点で一部の機能が正常に動作しないことがある。

特許庁は国内出願人が簡単に ePCT を利用できるように 10 月中にソウルと大田で無料の ePCT 活用研修を行う予定だ。また、各地域の PCT 出願人のために 11 月の釜山を皮切りに地方巡回説明会も開催する予定である。

* ePCT 活用研修日程: 10 月 19 日ソウル発明振興会、10 月 26 日大田国際知識財産研修院

ePCT の使用中に疑問が生じれば特許庁コールセンター(1544-8080)や WIPO の ePCT 顧客センターに連絡すればいい。WIPO のあるスイス現地でも韓国人が直接 ePCT 顧客相談を支援する予定である。

* WIPO ePCT 顧客センター: +41-22-338-9523、pct.eservices@wipo.int

WIPO PCT 運営 1 チーム(韓国語相談支援): +41-22-338-7401、pct.team1@wipo.int

一方、ePCT 電子出願サービスが始まってからも従来の PCT-SAFE ソフトウェアを利用した PCT 出願サービスも来年 9 月末まで並行して提供する。

特許庁長は「これまで海外特許出願時に多少不便だった部分が今回の ePCT サービスの開始を通じてかなり解消されることを期待している」とし「韓国の出願人が海外でより手軽に特許を取得できるよう、今後も WIPO はもちろん、海外特許庁と緊密に協力していく予定だ」と述べた。

2-7 特許庁、インドに海外知識財産センターを設ける

韓国特許庁(2017.9.28)

韓国特許庁は大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）と共同で9月29日（金曜）午前11時、インドのニューデリーで韓国企業の知的財産保護の支援役を行う海外知識財産センター（以下、IP-DESK）の開所式を行うと発表した。

深刻化する北朝鮮の核問題や高まる中国市場の不確実性により、インドおよびアセアン地域との経済協力がさらに重要になっている中、インドにIP-DESKを設け、現地でインドに進出する韓国企業が抱える知財権関連の問題点に先制的に対応できるような基盤を作った。

インドにおける韓国企業の知的財産権出願件数（*）はこの5年間、急増しており、直接投資も世界7位（**）となるなど、今後、インドは韓国にとって重要な貿易パートナーになる見通しだ。

* 商標：2011年247件→2015年851件（244%増）、特許：2011年731件→2015年1,664件（125%増）

** 海外に投資・進出している韓国企業数：中国（3,639社）、ベトナム（2,746社）、米国（783社）の順であり、インドには294社が進出しており、7位である。

ニューデリーのIP-DESKは、現地に進出に進出している企業と知財権侵害の専門家との相談、商標・デザイン出願などの権利確保の支援、知財権情報の提供など、さまざまな支援サービスを提供し、現地における韓国企業の知財権紛争を事前に防ぎ、直ちに対応できるような総合支援サービスを提供する予定である。

尚、来月（2017年10月）にはインドネシアのジャカルタにもIP-DESKを設ける。これで中

国を超え、東南アジアに拡大する韓国企業の模倣品の流通など、知財権紛争に積極的に対応できると期待できる。

* IP-DESKの設置地域 (8カ国14の都市) : 中国 (北京、上海、広州、青島、瀋陽、西安) 米国 (ロス、ニューヨーク)、ドイツ (フランクフルト)、日本 (東京)、ベトナム (ホーチミン)、タイ (バンコク)、インド (ニューデリー)、インドネシア (ジャカルタ予定)

特許庁長は「今後、成長する可能性が高いインド市場に進出するためには、インドにおける知財権の迅速な先取りや紛争の予防策が必要だ」とし「新設されるニューデリーの IP-DESK が現地に進出している韓国企業にとって知財権の保護における重要な役割を果たすだろう」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、ベンツ・BMW などの偽造自動車ホイール販売組織を検挙

韓国特許庁 (2017. 9. 19)

韓国特許庁の商標権特別司法警察 (以下特司警) は、ベンツ・BMW・アウディなど高級外国製自動車の偽造ホイールを国内に持ち込んで流通・販売を行ったキム氏 (55) ら 2 人を商標法違反の疑いで拘束したと 19 日に明らかにした。

また、キム氏などに偽造自動車ホイールを大量購入し、市中に流通させたイ氏 (54) ら販売業者 6 人は書類送検した。

特司警によると、流通販売者であるキム氏は 2015 年 2 月から 2016 年 11 月まで大邱で自動車部品販売店を運営し、偽造ベンツ自動車ホイールなど約 8,300 点 (110 億ウォン相当) を保管し、流通させた疑いが持たれている。

また、他の流通販売者パク氏 (55) は 2014 年 3 月から 2017 年 5 月まで京畿道高陽市で自動車部品販売店を運営し、偽造ベンツ自動車ホイールなど約 2 万 4,000 点 (200 億ウォン相当) を保管し、流通させた疑いが持たれている。

キム氏とパク氏は、自動車のホイール、タイヤなどの部品専門店を約 20 年間余り運営し、確保した全国 500 カ所余りの自動車整備業者などを流通・販売網として活用していたことが分かった。

特司警は2016年11月と2017年6月にキム氏などが販売するために保管していた偽造自動車ホイールとホイールキャップなど、約3万2,000点(300億ウォン相当)を全て押収した。

高級外製車ホイールと商標(エンブレム)を半組み立て状態で輸入して取り締まり網を潜り抜け

流通販売者は偽造自動車ホイールとベンツ、BMWなどのエンブレムを別々に韓国国内に搬入することで、捜査機関の取り締まりを潜り抜けてきた。

まず、中国と台湾で製造されたホイールを一般ホイール製品として税関に輸入申告した。その後、偽造されたベンツ、BMWなどのエンブレムを別の航空貨物として韓国国内に搬入した後、自動車整備業者および部品販売店で組み立てる方式で市中に流通させたことが明らかになった。

定価の10%水準で販売、主な顧客は自動車チューニング族

彼らは偽造されたホイールを定価の10%水準である約70~80万ウォンの価格で、インターネット販売サイトと電話を通して注文を受け、流通させた。海外勢の有名自動車の正規商品自動車ホイールは自動車1台当たり(1セット、4個)700~800万ウォンで取り引きされていると明らかになった。

正規商品と価格差が大きい偽造ホイールは、自動車の個性と洗練された美を重視するチューニング族が中心になり、正規商品ではないのを分かりながら買っている場合が多いという。

自動車ホイールはタイヤとともに車両の重量を支えて運行時に発生する駆動力と制御力を伝達する重要な役割をするが、安全性が検証されていない偽造自動車ホイールを装着して車両を運行する場合、ホイール自体の破損や車両転覆などの事故のリスクが大きいことが分かった。

特許庁産業財産調査課の課長は「偽造自動車ホイールは安全に必要な品質・性能テストを経ずして運転者の安全・生命を担保することはできないため、これを製造・販売する行為は非常に重大な犯罪」とし「今後も国民の安全および健康と直結する偽造商品流通行為に対しては取り締まりをより一層強化していく予定だ」と明らかにした。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、地域デザインセンターと連携してデザイン権利の保護に対する認識の拡大に乗り出す

韓国特許庁(2017. 9. 18)

韓国特許庁はソウルデザイン財団、釜山デザインセンター、大邱慶北デザインセンター、光州デザインセンター、アジア文化院と9月22日から地域巡回デザイン保護フォーラムを共同開催すると発表した。

この行事は地域におけるデザイン創出のハブを担っている、地域デザインセンターおよびアジア文化院との協力を強めることで、地域におけるデザイン権利の保護に対する認識を向上させ、中小・ベンチャー企業とスタートアップに必要なデザイン権利化に関わる情報を提供するために行われる。

デザイン保護フォーラムは9月22日西南圏（国立アジア文化殿堂）を皮切りに、10月21日東南圏（釜山デザインセンター）、11月14日首都圏（東大門デザインプラザ）、11月31日大慶圏（大邱慶北デザインセンター）の順で広域別で開催される。

各行事はデザインセンターに対する需要および地域特化産業と結び付け、ソウルは工芸・生活用品産業、釜山はデザイン産業、大邱は繊維・ファッション産業など、地域特性に合わせたテーマを決め、行われる予定である。

特に、最初に開かれる光州フォーラムは「2017光州デザインビエンナーレ（9月8日～10月23日）」と関連付けて開催することで、行事間のシナジー効果を最大化する方針だ。

今回の地域別の行事ではデザイン創作者なら知っておくべき国際デザイン出願制度、デザインマップによる先行デザイン調査などのデザイン保護制度、知財権保護戦略、産業別・物品別における生々しい侵害事例などが紹介される。

特許庁は現場でデザイン保護制度に対する意見聴取を行い、現場からの質問にも即答することで、普段から参加者が感じる疑問に答える見通しである。

この行事はデザイン権利化と保護に関心がある方なら、誰でも無料で参加できる。参加者全員にはデザイン出願および侵害に対する対応方法を分かりやすく説明した「デザイ

ン保護ガイドブック」を配る。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「地域別のデザイン保護フォーラムを通じ、デザイン権利保護の重要性や戦略などが地域の隅々まで広がることを期待している」とし「今後も特許庁は地域デザインセンターなど関係機関と協力を拡大し、さまざまなデザイン権利保護事業を進めていきたい」と述べた。

4-2 デザイン創作者の権利保護が強化される

韓国特許庁(2017. 9. 22)

韓国特許庁は、デザインが刊行物やインターネットなどで公知された後に出願できる期間(新規性喪失例外期間)を大幅に拡大(6カ月から12カ月に)し、海外へのデザイン出願時に提出する優先権証明書類も書面ではなく電子的に提出できるようにする、デザイン保護法の改正案が9月22日から施行されると発表した。

これまでデザイン創作者がデザインの公知や公開に気付かず、新規性喪失例外期間である6カ月を見逃すケースが多かった。また、中小企業でもデザインを公開した後、市場の反応を見ながら製品の量産を決めるには6カ月は短すぎるという意見があった。

公開後6カ月という短い期間が経過したという理由で、多くの時間や費用を費やして作られたデザインが権利を認めてもらえない事例をなくすためにデザイン保護法を改正し、期間を先進国レベル(*)である12カ月に延長した。また、主張時期も従来は審査官が拒絶理由を通知する時だけにできたが、登録可否が決定される前までにはいつでも出願人が自由に主張できるようにした。

*主要国の新規性喪失例外期間：米国(12カ月)、欧州(12カ月)、日本(6カ月)

尚、最初の国にデザインを出願した後、同一のデザインを他の国に出願する場合、これまでは証明書類を必ず書面で提出しなければならなかった。しかし、これからはデジタルコードだけ記入すれば、書面を提出しなくて済むよう改正法に根拠規定を設けている。現在、米国、中国などの主要国と優先権主張書類のデジタル交換に関する協議が行われている。そこで韓国で先に出願した後、それを海外に出願する場合、別途の証明書類を提出する必要がなくなり、権利確保の期間が短縮され、代理人費用も抑えられ、海外出願が一層簡単になる見通しである。

特許庁の商標デザイン審査局の局長は「今回のデザイン保護法の施行により、創作者の

権利確保が容易になり、外国への出願手続きも簡単になるだろう」とし「今後もデザイン創作者の権利保護および拡大に向けてさまざまな政策を展開していきたい」と述べた。

4-3 第2回優秀なハングル商標の選定結果を発表！

韓国特許庁(2017.9.25)

韓国特許庁は571周年となるハングルの日を迎え、今年2度目の優秀なハングル商標を選定し、発表した。この行事はハングル商標の使用を活性化させるために文化体育観光部と国立国語院の後援で国民の積極的参加のもと、行われた。

今回の行事は優秀なハングル商標を発掘し賞を与えることによって社会全般に外国語の商標または、国籍不明のインターネットユーザー用語などが氾濫する中、親近感がありつつも呼びやすく洗練されたハングル商標の使用を奨励するために行われる。

計209件の商標の応募があり、特許庁商標デザイン審査局による基礎的要件審査を経て78件を選別した。国立国語院では内部および外部の国語専門家が審査委員となり、規範性および斬新性など6つの基準から、この78件の順位を決めた。このうち48件について、計348人のインターネットユーザーが参加した投票を経た後、最終的に特許庁、文化体育観光部および国立国語院の3つの機関の専門家らが順位確定委員会を開催し、3つの部門で7つの受賞商標を決定した。

文化体育観光部長官賞の「美しい商標」では「タナワ」が、特許庁長賞の「きれいな商標」では「カヌラ」がそれぞれ選ばれた。国立国語院長賞の「心のこもった商標」では「クルチャンマル」、「クルムダリ」、「イェップンウムチャリ」、「ピンムルナム」、「タガジン」が選ばれた。今年のハングルの日に先立ち、9月26日午前10時に特許庁ソウル事務所で授賞式が行われる予定である。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「外国語が分別なく乱用されている今日この頃だが、ハングル商標使用の拡散を目指してハングルの日に先立ち開催したこの行事に、多くの国民からの反応があった」とし「今後も毎年、優秀なハングル商標選定大会を開き、私たちの先祖の遺産であるハングルの活用と発展のために特許庁として貢献していきたい」と述べた。

その他一般

5-1 言うだけでAIが処理する

韓国特許庁(2017.9.25)

音声認識を利用した真の「ハンズフリー」時代が現実になろうとしている状況で、音声認識を利用した人工知能制御技術の特許出願も最近、活発に行われていることが明らかになった。

韓国特許庁によると、アップルの Siri、マイクロソフト(MS) Cortana や、アマゾンの Alexa、Google アシスタント、サムスン Bixby など人工知能音声認識基盤技術が商用化されている中、これを利用した人工知能制御技術の特許出願がこの3年間、大きく増加していることが明らかになった。

第4次産業革命時代に主なUI(User Interface)として使われる音声認識技術は、声の音響学的信号を単語や文章に変換させて機器やソフトウェア機能を実行させるもので、音声認識を利用した人工知能制御技術は入力された音声命令を通して AI がモノのインターネット (IoT)、個人秘書 (パーソナルアシスタント)、e コマース、医療・健康、自動車、ロボットなどのデバイスを制御したり知能型サービスを提供したりすることができるようにする。

最近の年度別出願現況を調べると、音声認識を通じた人工知能制御関連の特許出願は2014年63件、2015年101件、2016年51件と、20件に過ぎなかった2013年に比べ、最近3年で平均3倍以上に増加した。

これは、アップルが2011年に人工知能を利用した音声認識基盤技術である「Siri」を最初に発売した後、マイクロソフト、アマゾン、グーグル、サムスンが人工知能音声認識基盤技術の開発に投資して2014年以後にそれぞれ独自の基盤技術を発売し、基盤技術性能向上のために特許出願をした結果であると分析できる。

また、出願人別の出願現況を調べると、韓国人が全体出願比率の約82%を占めており、大手企業128件(51%)、外国法人46件(18%)、個人35件(14%)、中小企業24件(10%)、大学・研究機関が17件(7%)の出願を行ったことが分かった。

特に、大手企業と外国法人が最近10年間で全体の出願比率の69%を占めているが、これは音声認識を通じた人工知能制御技術を開発するためには独自の基盤技術を保有せねばならず、基盤技術開発には多くの資源投入が必要なため、当然の結果だと考えられる。

主要技術別の出願動向を調べると、モノのインターネット分野の人工知能技術62件

(25%)、人工知能個人秘書 45 件(18%)、人工知能音声認識 45 件(18%)、e コマース 35 件(14%)、医療・健康分野の人工知能技術 27 件(11%)の順で、音声認識による人工知能制御技術は特定分野に集中せず、多様な分野に利用されている実態が把握できた。

特許庁マルチメディア放送審査チーム長は「音声認識を通じた人工知能制御技術はウェアラブルデバイス、知能型自動車、個人・医療用ロボットなど産業技術全般に拡大することが予想され、これに伴って特許紛争が発生する可能性も大きいいため、研究開発だけでなく特許権の確保と競合他社の特許分析などの特許戦略が競争力向上のためには何より重要だ」と強調した。

特許庁は優秀な技術を保有する企業の特許を生み出す力を強化する目的で、特許権に関連する第4次産業革命技術の研究開発戦略策定を支援しており、また特に海外進出を後押しするために海外市場ごとのオーダーメイド型知識財産戦略を引き続き提供している。

5-2 有機高分子太陽電池素子、光電変換効率が技術開発のカギ

韓国特許庁(2017. 9. 25)

韓国政府のエネルギー政策が脱石炭、再生可能エネルギー（太陽電池）などの「エネルギー転換」政策へと変わっている。ところが有機高分子太陽電池に素子として使われる伝導性高分子の特許出願が 2014 年以後、減少傾向にある。これは 2014 年以後、国際的な石油価格の下落で有機高分子太陽電池素子分野の研究開発への投資が相対的に減少したためだと見られる。エコ・脱化石燃料時代を生き残るためには有機高分子太陽電池素子の新技術開発での特許出願を強化する必要性が提起されている。

韓国特許庁によると、この 10 年間(2007 年～2016 年)有機高分子太陽電池用の伝導性高分子の特許出願は 397 件と、2007 年以後、2012 年まで持続的に増加してきた。しかし、2014 年には 53 件、2015 年には 43 件、2016 年には 9 件に過ぎないことが明らかになり、最近は関連特許出願が急減していることが分かった。

このうち、直近 5 年間(2012 年～2016 年)の外国人による特許出願件数は 52 件(約 24%)である一方、韓国人による特許出願件数は 161 件(約 75%)であった。過去 5 年間(2007 年～2011 年)の韓国人による特許出願件数は 118 件(64%)と、直近 5 年間、11%増えたことが分かる。また、国外の出願人より国内の出願人によって技術開発が活発に進められたものの、減少も急速に進んでいる。

特に、直近 5 年間の国内大学/研究所の特許出願件数は個人/企業の特許出願件数の約 1.8

倍で、大学/研究所が技術開発を主導していることが明らかになった。一方、直近5年間における多数件出願者について調べたところ、LG化学(25件)、釜山大学(10件)、韓国科学技術研究院(10件)、韓国化学研究院(10件)、建国大学(7件)、延世大学(7件)、浦項工大(6件)、韓国科学技術院(5件)の順であった。

伝導性高分子が含まれた有機高分子太陽電池は経済性と汎用性、特に低価格と柔軟性があるため、ウェアラブルコンピュータなどの携帯用電子機器に幅広く利用可能である。

モノのインターネット(IoT)時代にセンサーおよびデジタル装備を実現するためのエネルギーソースは必須であり、携帯用電子機器に利用しやすい有機高分子太陽電池素子の技術は必要不可欠である。

最近、蔚山科学技術院(UNIST)および釜山大学の研究チームは1.72Vの高い開放電圧と11.4%の効率を持つ積層型有機高分子太陽電池を開発して有機高分子太陽電池の低い光電変換効率を克服してモノのインターネット時代を繰り上げる契機につなげようとしている。

特許庁高分子繊維審査課の課長は「有機高分子太陽電池の問題点だと指摘されている、低い光電変換効率を克服するためには企業と大学および研究所が協業を行い、関連技術開発を加速させる必要がある」と述べた。

5-3 有害化学物質の恐怖、エコ技術で克服する

韓国特許庁(2017.9.28)

韓国特許庁によると、過去10年間、天然成分のエコ洗剤関連技術の特許出願が増え続けてきたことが明らかになった。

特許出願件数を見ると、2007年には約30件に過ぎなかったが、2016年には100件を超え、約3倍以上に増えたことが分かった。

天然成分で作られたエコ洗剤の特許では石けん・シャンプーなどの浴室製品関連の出願件数が多かったが、最近はキッチン・洗濯用などの出願件数も増えており、関連技術を適用する分野が広がっているとみられる。

天然成分入り洗剤の特許出願件数のうち、キッチン・洗濯用の割合は2007年には10%を下回ったが、2016年には30%に増えた。

この分野では個人発明家による出願がほとんどだったが、最近では個人発明家の割合は減る一方、企業や研究機関による出願が急増しており、エコ洗剤関連の研究・開発が本格化しているとされる。

企業および研究機関による出願割合は2012年には約25%だったが、2016年には約58%に増えたことが明らかになった。

特許庁の資源再生審査チーム長は「天然成分を活用したエコ洗剤の開発が進んでおり、最近、日常生活全般で化学製品の有害性に対する懸念が高まっているため、エコ洗剤関連技術の特許出願件数は今後も増え続けるだろう」とし「洗剤分野の審査において最近、施行された洗浄剤などの生活化学製品の安全基準などを参考にし、法律に違反する上、公衆の衛生を害する恐れはないのかについて審査し、人体への有害性が疑われる場合は安全性を確認するための資料提出を要求している」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム